

「議案第53号 亀山市空家等対策の推進に関する条例の制定について」に対する修正案

「議案第53号 亀山市空家等対策の推進に関する条例の制定について」の一部を次のように修正する。

第5条中「のっとり」の次に「、自らの責任において」を加え、「に努める」を「を行う」に改め、「よう努める」を削る。

第6条の見出し中「責務」を「役割」に改め、同条中「適切な管理が行われていない空家等を発見したときは、その情報を市に提供する」を「市が実施する空家等に関する対策に協力する」に改める。

「議案第53号 亀山市空家等対策の推進に関する条例の制定について」に対する修正案 新旧対照表

修正後	修正前
<p>(空家等の所有者等の責務)</p> <p>第5条 空家等の所有者等は、基本理念にのっとり、<u>自らの責任において、その所有し、又は管理する空家等の適切な管理を行う</u>とともに、市が実施する空家等に関する対策に協力する_____ものとする。</p> <p>(市民の役割)</p> <p>第6条 市民は、基本理念にのっとり、<u>市が実施する空家等に関する対策に協力する</u>_____よう努めるものとする。</p>	<p>(空家等の所有者等の責務)</p> <p>第5条 空家等の所有者等は、基本理念にのっとり_____、その所有し、又は管理する空家等の適切な管理に努めるとともに、市が実施する空家等に関する対策に協力する<u>よう努める</u>ものとする。</p> <p>(市民の責務)</p> <p>第6条 市民は、基本理念にのっとり、<u>適切な管理が行われていない空家等を発見したときは、その情報を市に提供する</u>よう努めるものとする。</p>